

社会福祉法人 和光福祉会

役員及び評議員の報酬並びに
費用弁償に関する規定

社会福祉法人和光福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人和光福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間135万以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 この法人の理事長に対する報酬は、別表1に定める額とする。

4 この法人の各理事（理事長を除く。）に対する報酬は、別表2に定める額とする。

5 この法人の各監事に対する報酬は、別表3に定める額とする。

6 この法人の各評議員に対する報酬は、別表4に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員（理事長及び理事で職員としての立場を有する者を除く。）及び評議員に対し、理事会等に出席したときは、別表5に定める費用を交通費として支給することができる。

- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等及び費用の支給日）

第6条 理事長の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は前日に支払うものとする。

- 2 役員（理事長を除く。）及び評議員の報酬は、必要の都度支払うものとする。

（報酬等及び費用の支給方法）

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 理事長の報酬は、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規定は、平成30年11月28日（評議員会の議決日）から施行する。

別表1（理事長の報酬）

役職名	月額
理事長	100,000円

別表2（理事の報酬）

	日額
理事会・評議員会への出席	3,000円
研修会等の出張	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表3（監事の報酬）

	日額
監事監査への出席	3,000円
理事会・評議員会への出席	3,000円
研修会等の出張	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表4（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表5（会議等への出席交通費）

自宅から招集場所までの距離(片道)	1往復につき	備考
5km未満	500円	・理事長、役員である職員には支給しない。 ・出張には適応しない。
5kmから10km未満	750円	
10kmから15km未満	1,000円	
15kmから20km未満	1,250円	
20km以上は5km加算ごとに250円加算する。		